

高取町防犯カメラ貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、犯罪を抑止するため、防犯カメラの自治会への貸出により、犯罪の抑止を図り、安全安心なまちづくりに資することを目的に防犯カメラの貸出及び設置運用に関する必要な事項を定め、もってその適正な運用を図るものとする。

(貸出物品)

第2条 貸出物品は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 防犯カメラ

(貸出対象)

第3条 貸出の対象は、高取町内の自治会単位とし、個人への貸出は行わない。

(貸出要件)

第4条 貸出を受けるものは、次の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 現に特定の犯罪が発生し、継続して発生するおそれがある地域であるなど、警察の意見を聞いて犯罪の抑止を目的として設置の必要があると町長が認めること。
- (2) 貸出を受けた自治会長が管理責任者として、その管理運営において責任を負うこと。
- (3) 設置に際しては、防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」及び設置者の名称を表示した標識を設置すること。
- (4) 設置場所は、犯罪抑止の効果が認められ、所有者又は管理者の同意が得られる場所であること。
- (5) 具体的な設置場所について、警察と協議すること。
- (6) 設置場所の使用料等が発生する場合は、貸出を受けた自治会が負担すること。

(貸出申請)

第5条 防犯カメラの貸出を受けようとする自治会は、事前に警察の意見を聞いたうえで、貸出を受けようとする日の1箇月前から3日前までに、防犯カメラ貸出申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 設置希望場所の位置図
- (2) 設置希望場所の土地所有者又は管理者の同意書
- (3) 設置希望場所の工作物、樹木等の所有者又は管理者の同意書
- (4) 警察と協議した議事録
- (5) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の申請があったときは、審査のうえ、適当と認める場合には当該自治会に対して防犯カメラ貸出決定通知書（様式第2号）を交付する。

3 申請者は、自治会長とする。

(設置等)

- 第6条 貸出物品は、第4条第4号の規定による場所に設置しなければならない。また、設置及び撤去については、貸出を受けたものが行うものとする。
- 2 町長は、必要と認める場合は、防犯カメラの設置場所を変更するよう指示することができる。
 - 3 防犯カメラの設置に際しては、撮影区域を道路等の公共空間とするなど、特定の個人及び建物等を監視することがないように配慮しなければならない。
 - 4 設置及び撤去に係る費用は、貸出を受けた自治会が負担する。

(画像データの管理)

- 第7条 防犯カメラにより撮影された画像及び画像に係る情報（以下「画像データ」という。）の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
- (1) プライバシー保護や情報漏えいに留意し、適正に管理すること。
 - (2) 記録媒体に保存された画像データを偽造し、又は他の記録媒体に移動、複写、外部への持ち出しや転送する等の一切の違法又は不当な行為をしないこと。
 - (3) 貸出期間終了後は、直ちに記録媒体内の全てのデータの消去を行い、画像が読み取れない状態とし、消去の日時、方法等を記録すること。

(画像データの情報利用、提供の制限)

- 第8条 画像データは原則として目的外利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定により捜査機関から照会があった場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合
 - (3) 前項に掲げるもののほか、法令に基づき照会があった場合
- 2 貸出を受けた自治会は、前項各号により画像データ及び記録媒体に係る情報の提供をする場合は、提供の必要性を十分検討し、要請者から身分証明書等の提出を求め、身分確認を行い、画像等を提供した場合は、提供日時、提供先、提供理由等を記録しなければならない。

(貸出物品の管理)

- 第9条 貸出物品を適正に管理できない場合やこの要綱に違反した場合は、町長は、貸出期間内であっても貸出を中止する。
- 2 貸出を受けた自治会は、維持管理に要する費用を全て負担しなければならない。
 - 3 貸出を受けた自治会は、貸出物品を適正に管理し、破損、盗難等に十分留意しなければならない。
 - 4 貸出を受けた自治会の故意又は重大な過失により、破損、盗難等が発生した場合には、損害について賠償の責めを負わなければならない。なお、破損、盗難等が発生した場合は、町長に直ちに連絡をしなければならない。
 - 5 貸出を受けた自治会は、この要綱に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律

(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及び高取町個人情報保護法施行条例(令和5年高取町条例第3号)及び奈良県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを遵守して、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(貸出期間の延長)

第10条 貸出期間は、原則1箇月以内とする。ただし、町長は必要に応じ貸出期間を最長3箇月まで延長することができる。なお、貸出期間延長の場合は、事前に警察の意見を聞いたうえで、防犯カメラ貸出期間延長申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 返却期限日が高取町の休日を定める条例(平成元年高取町条例第23号)に規定する町の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日(当該翌日も休日に該当する場合は、その翌日(当該翌日も休日に該当する場合は、当該翌日以降に到来する直近の休日に該当しない日)をもって、その期限とみなす。

(苦情処理)

第11条 貸出を受けた自治会は、町民等から防犯カメラの設置、運用等に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置をとらなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。